

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月3日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.nagano.lg.jp/joho/mynumber/201704.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等を退学し、再び高等学校等(私立のものを除く。)に入学した者に対する支援金の支給に関する事務(以下「学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1の9の項 高等学校等を退学し、再び高等学校等(私立のものを除く。)に入学した者に対する支援金の支給に関する事務(以下「学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	長野県公立高等学校学び直し支援金交付要綱(平成 27年3月31日26教高第603号教育長通知)第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第2条 この要綱に基づいて支給される学び直し支援金は、受給権者の授業料に係る債権の弁済(次条第2号に規定する高等学校にあつては、当該高等学校の設置者が受給権者に支給すべき学び直し支援金を代理受領し、当該高等学校における受給権者の授業料に係る債権の弁済)に充て、当該受給権者からは授業料を徴収しないことにより、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		長野県公立高等学校学び直し支援金交付要綱(平成 27年3月31日26教高第603号教育長通知)